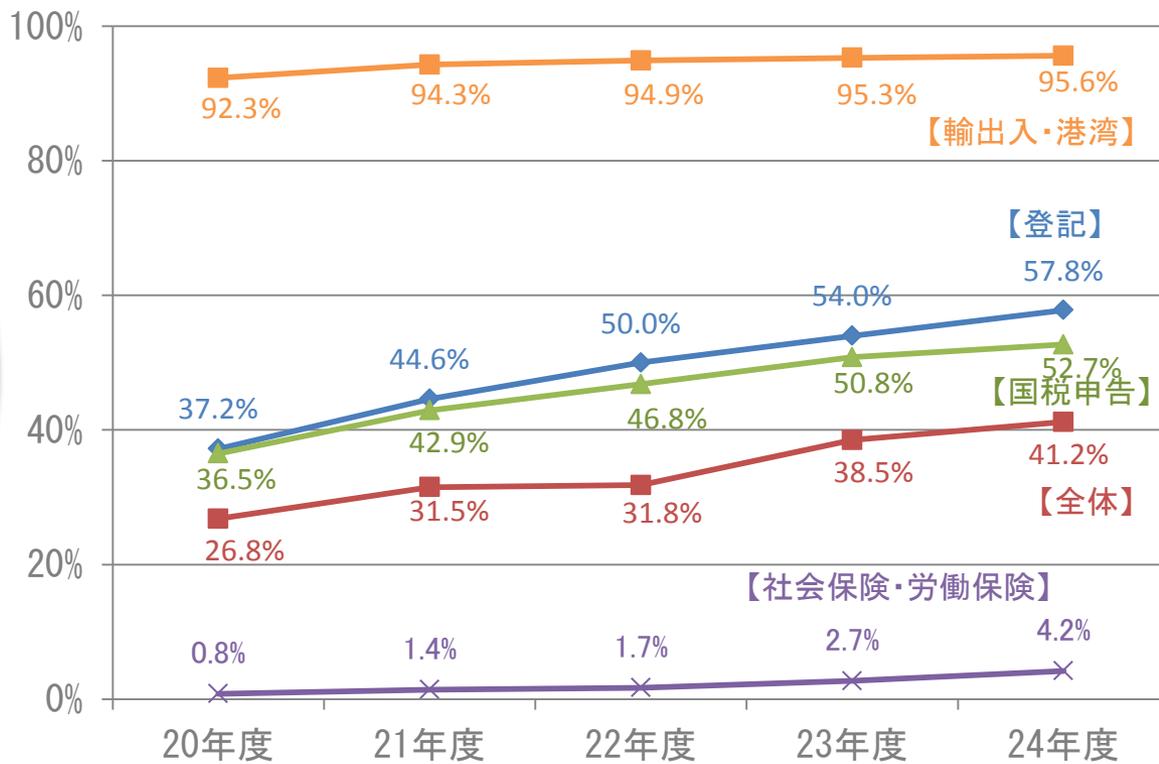
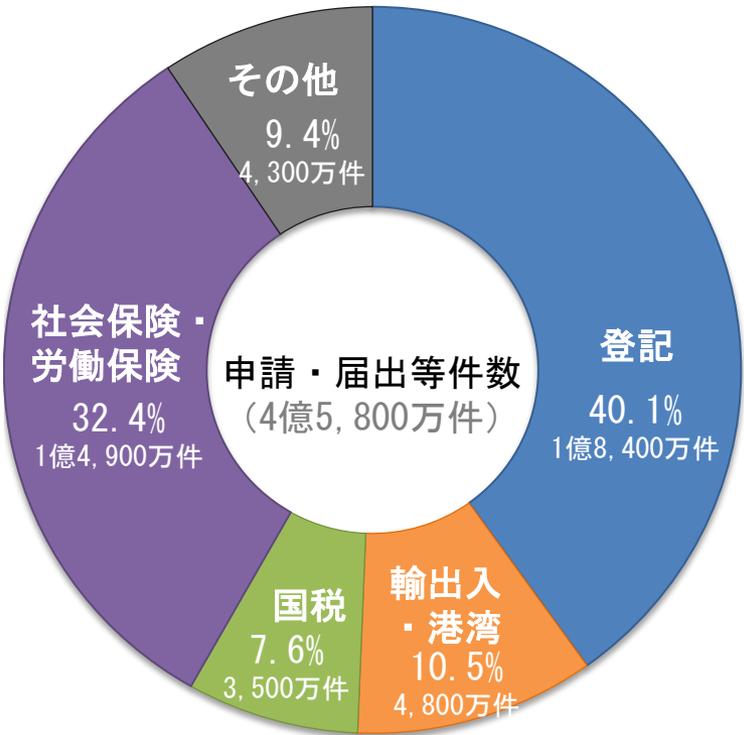


# 政府情報システムにおける 個人番号カードの利用可能性

平成26年4月16日  
総務省行政管理局  
阿向 泰二郎

# 行政手続のオンライン利用促進

- 国の行政手続は、年間4億件を超えて行われており、そのオンライン利用は、行政事務を効率化・省力化する上で極めて重要
- 国の行政手続のオンライン利用率は、2012年度（平成24年度）で約4割
- 手続を所管する行政分野で利用状況に差異があり、利用率向上に向け、各行政分野・手続の特性等も踏まえて対応する方針
  - ⇒ 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」策定（H24.4.1 CIO連絡会議決定）



注) 分野ごとの申請・届出等件数及びオンライン利用率は、オンライン手続のうち、100万件以上の手続、又は100万件未満であっても企業等が反復的・継続的に利用する手続（輸出入・港湾20手続、登記5手続、国税申告15手続、社会保険・労働保険21手続）について示したものの。 1

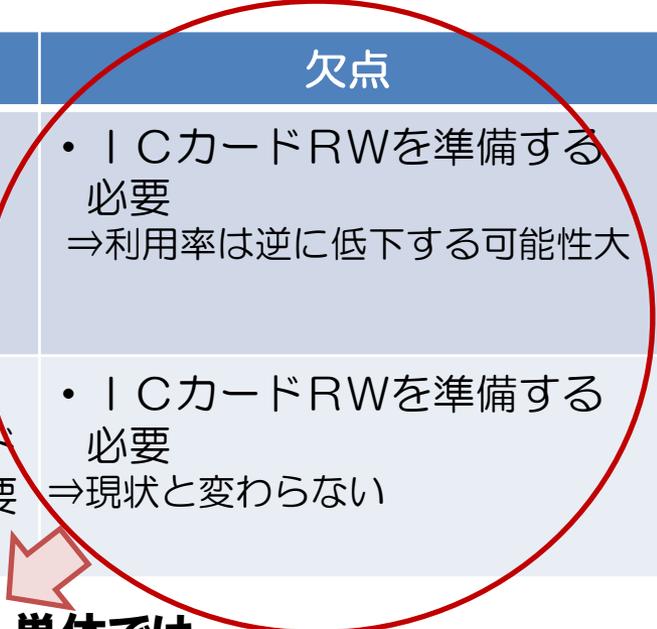
# 本人確認・認証方法に係る課題

- オンライン手続の利用向上に関し、ボトルネックの一つとして考えられるのが、申請者の本人確認・認証方法
- 書面手続の押印（印鑑・印影）に相当するものとして、電子署名法に基づく電子署名を多くの手続で採用しており、電子署名用秘密鍵・電子証明書の取得及びICカードRWの購入・準備がボトルネックの一つとなっている可能性大。一部の手続ではID・パスワード方式を採用・併用



**個人番号カード(利用者証明用電子証明書)は、課題解決(ボトルネック解消)につながる新しい認証方式となりうるか？**

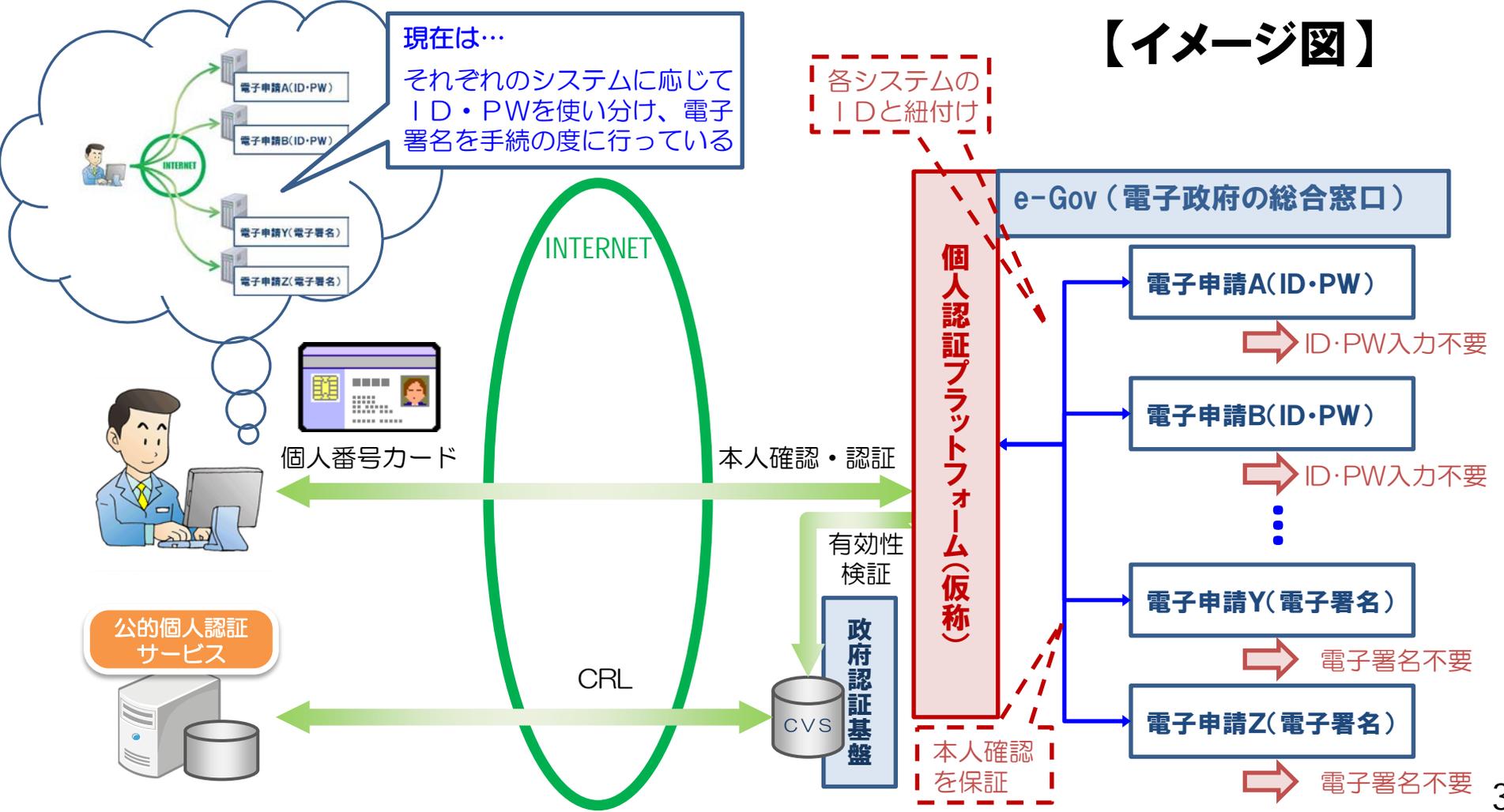
個人番号カード認証方式の利点・欠点	利点	欠点
V s ID・パスワード方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成りすましに対するセキュリティレベルは格段に向上</li> <li>・IDを記憶する必要はない(頻繁に利用するシステムでない限り、利用者はIDを覚えてない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードRWを準備する必要 ⇒利用率は逆に低下する可能性大</li> </ul>
V s 電子署名方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードを使うのは1度だけ。手続の度にICカードを使った電子署名を行う必要は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードRWを準備する必要 ⇒現状と変わらない</li> </ul>



**個人番号カード認証に、利点はあっても、手続単体・システム単体では利用率向上につながらない可能性大**

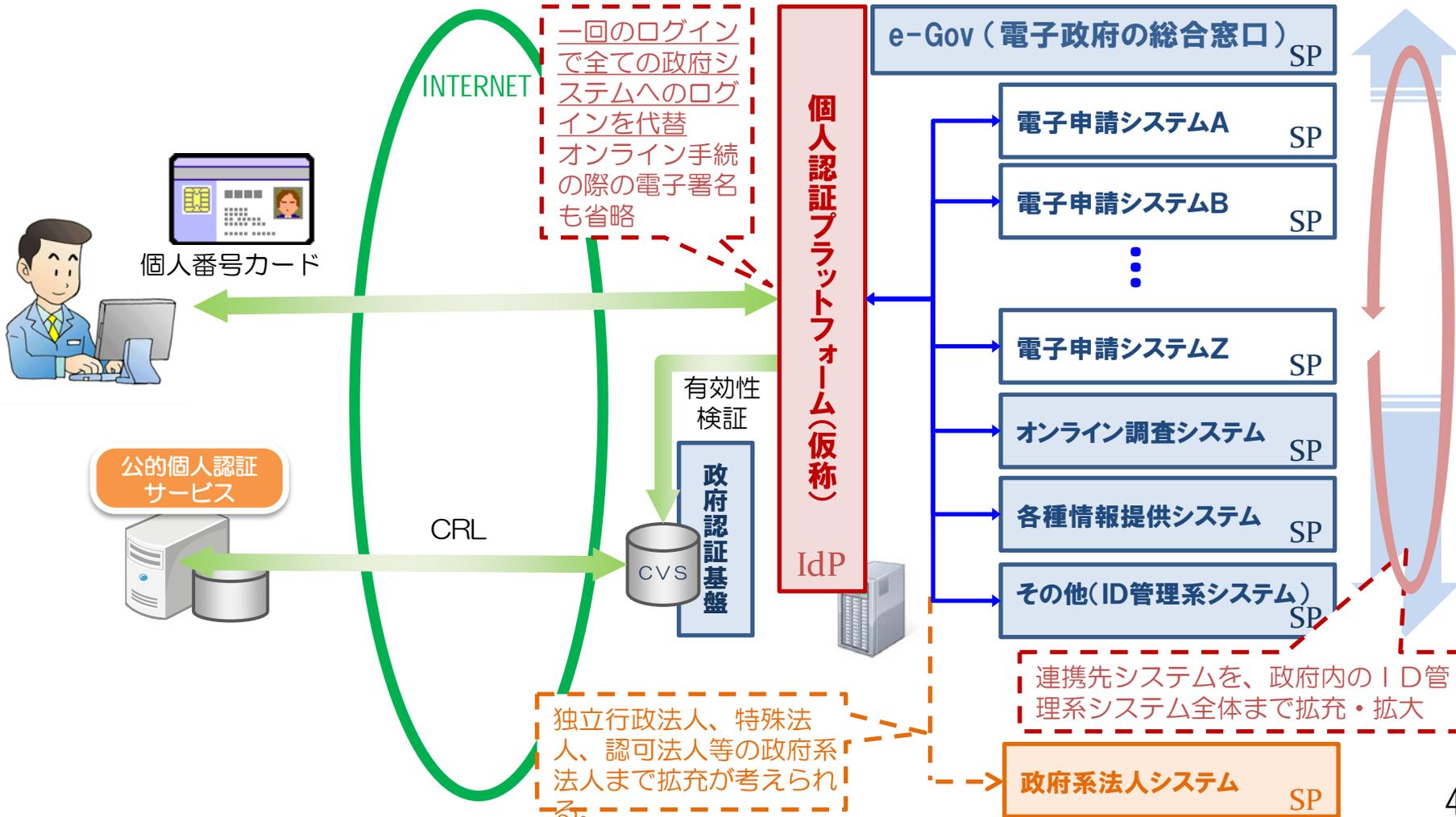
# 本人確認・認証方法に係る課題解決に向けて(私案)

政府の電子申請・システム全体で個人番号カードによる認証方法を導入・併用し、一度の認証で、複数システムのID・パスワード入力を代替し、多くの電子署名を省略できる仕組みとすれば、第3の認証方法として確立できる可能性あり



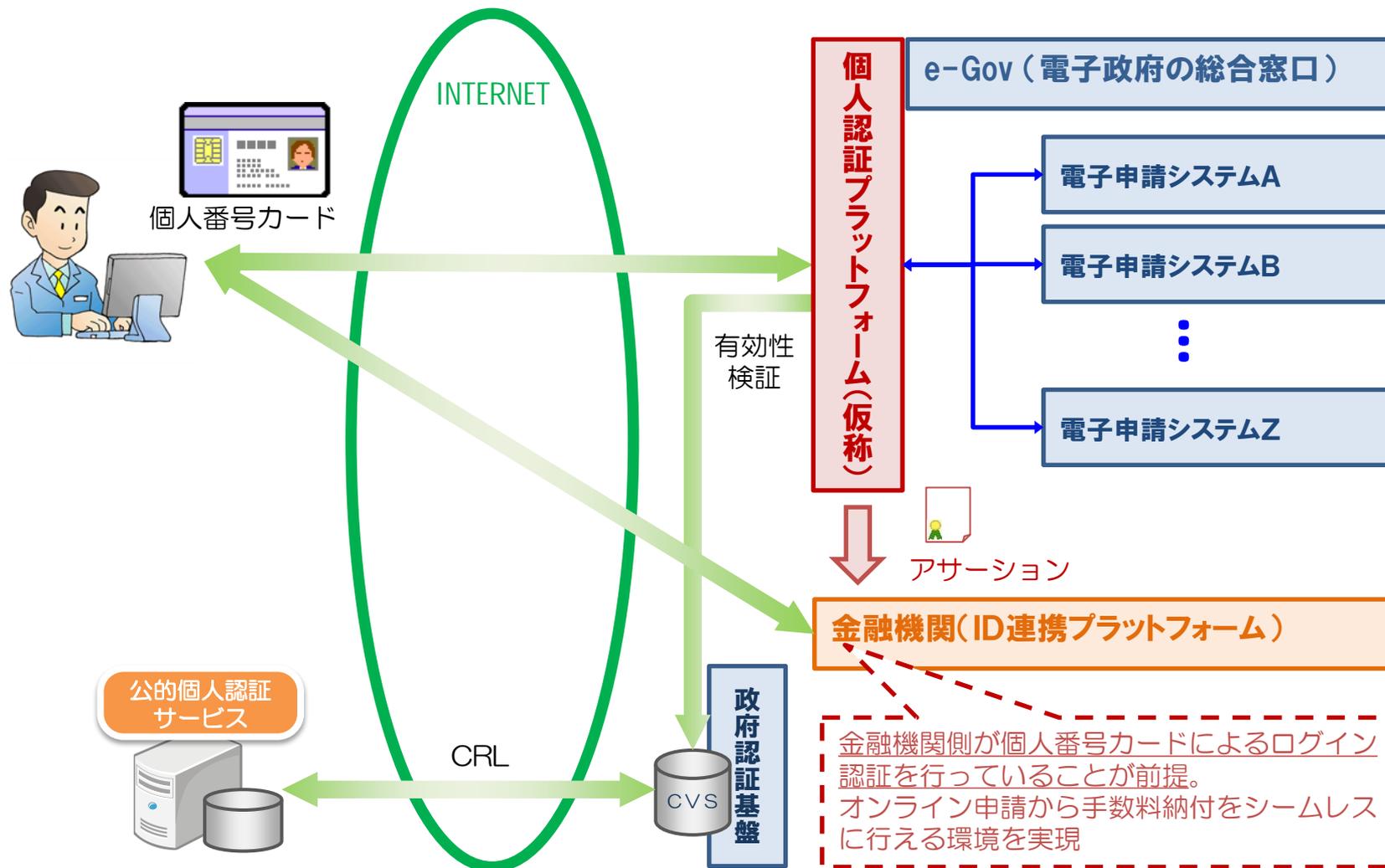
# 応用ケーススタディ① 認証連携(SSO(シングルサインオン))

政府の情報システムには、電子申請システム以外にも、ユーザ認証、本人確認を行っているものが存在。公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書を用いたユーザ認証について、個人認証プラットフォーム(仮称)をIdPとし、シングルサインオン(SSO)を実現する。



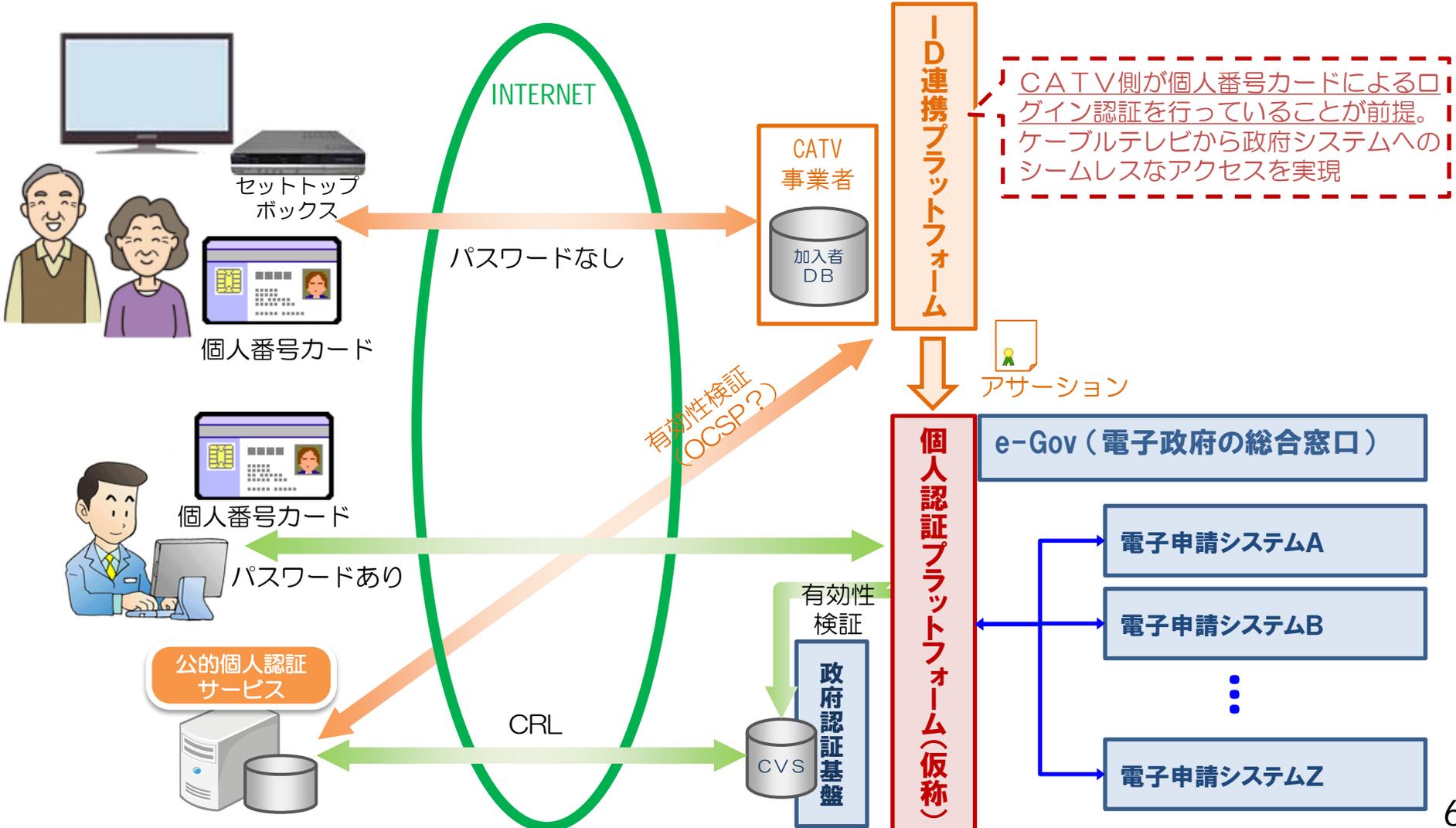
# 応用ケーススタディ② 認証連携 (インターネットバンキング等)

金融機関の認証機関と連携し、電子申請を行うユーザが続けて手数料納付を行う際に、インターネットバンキングへシームレスにアクセスすることを可能とする。



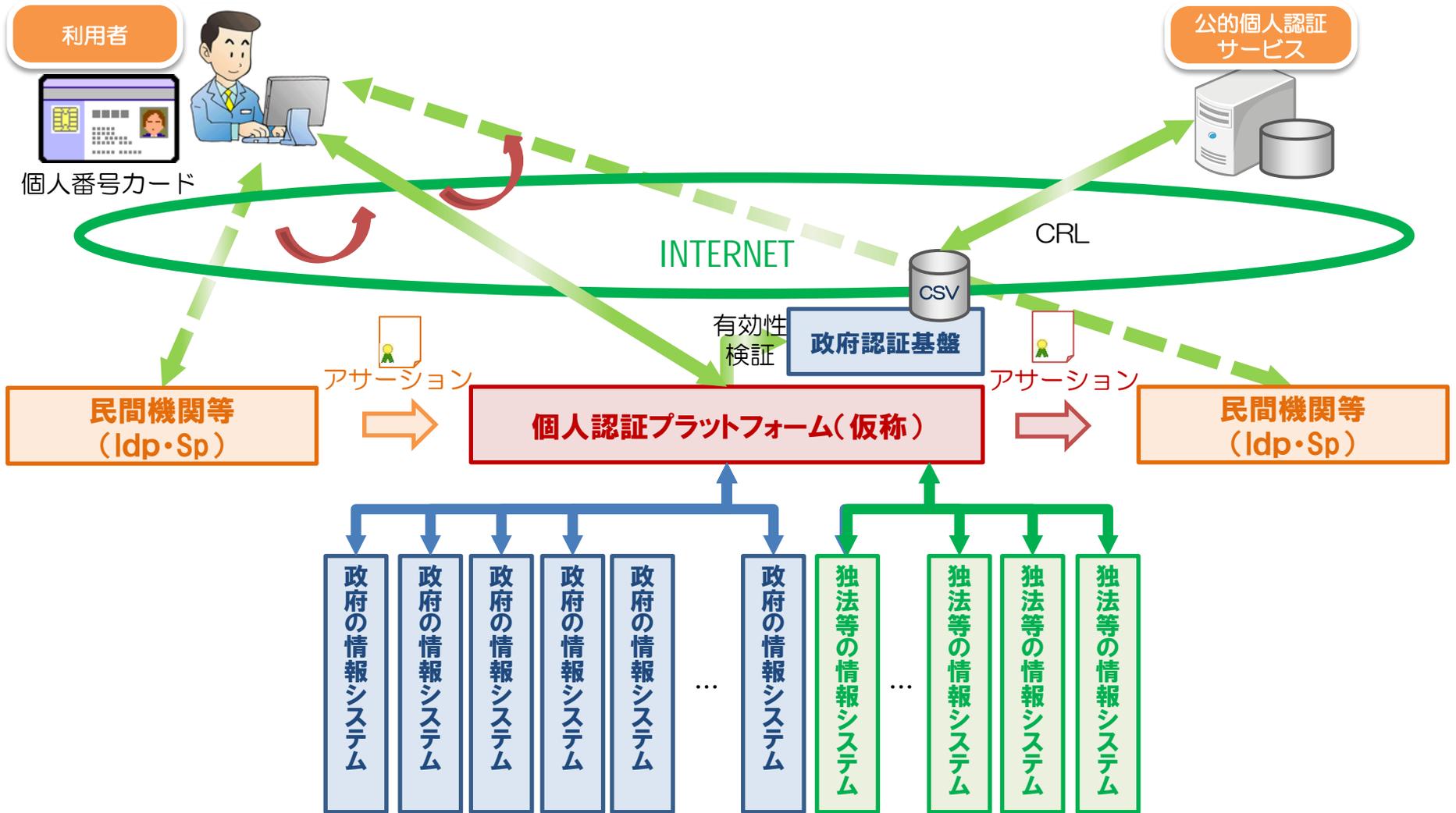
# 応用ケーススタディ③ 認証連携 (マルチチャネル)

CATVの認証機関と連携し、各家庭のセットトップボックスから個人番号カードを用いて認証されたユーザが、政府の各種システムへシームレスにアクセスすることを可能とする。



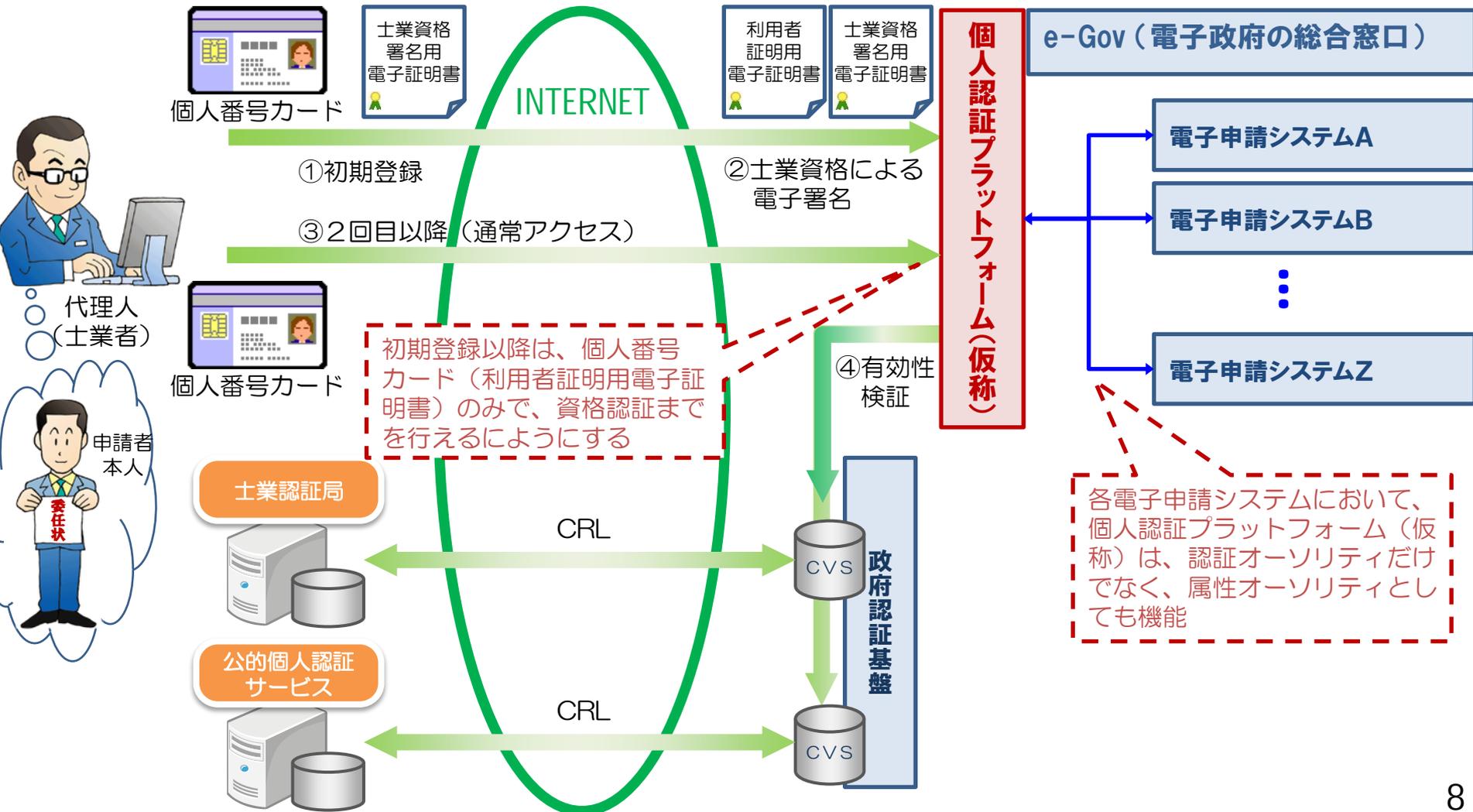
# 応用ケーススタディ <一般化>

SAMLプロトコルを用いて、個人番号カード（公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書）による政府系サイトアクセスのトラストフレームワークを形成



# 参考ケーススタディ① 資格認証連携 (代理申請①)

個人認証プラットフォーム (仮称) に、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を土業認証局発行の秘密鍵による電子署名によって登録。以降、個人番号カードでの代理申請も可能とする。



# 参考ケーススタディ② 資格認証連携 (代理申請②)

士業認証局サイトに、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を登録。代理申請が行われた際に、属性（資格）の確認要求を士業認証局サイトに対して行い、資格の有無を確認。

